

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年4月19日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 入札の内容

(1) 入札に付する事項

島根県警察通信映像配信用広域イーサ回線利用契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 初期導入業務

契約締結日から令和6年9月30日までの間

イ 回線利用業務

令和6年10月1日から令和11年9月30日までの間

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者である

者のうち、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第2条第1項に定める広域イーサネットサービスの提供が可能であるもの

- (6) 都道府県警察に対し、過去1年間以上にわたり、広域イーサネットサービスを提供した実績のある者であること。
- (7) 両アクセスポイントから、おおむね2時間以内で到着可能な場所に保守拠点を擁する者であること。
- (8) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）の定めるところにより、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (10) 島根県税を滞納していない者であること。
- (11) 消費税及び地方消費税について、未納の税額がない者であること。
- (12) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852-26-0110 内線2241、2242

- (2) 入札説明会
実施しない。

- (3) 入札説明書の交付期間
令和6年4月19日（金）から同年5月17日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

- (4) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和6年5月29日（水）午後4時まで

イ 場所

(1)の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和6年5月29日（水）午後4時までに到着していること。

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月30日（木）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階第二小会議室

なお、開札に際し、入札者は来庁しなくともよい。

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

回線利用業務に係る料金の契約予定相当額（入札予定金額に消費税等の額を加算した額。以下同じ。）を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額に初期導入業務に係る料金の契約予定相当額を加えた額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

回線利用業務に係る料金の契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額に初期導入業務に係る契約金額を加えた額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、令和6年5月17日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

イ 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ウ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。